

甲斐市議会 総務教育常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年12月13日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	清水和弘君	副委員長	滝川美幸君
	安倍健治君		松井豊君
	内藤久歳君		藤原正夫君

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 赤澤厚君

説明のため出席した者の職氏名

総合戦略部長	丸山英資君	総務部長	高鳥悟君
市民部長	長田裕二君	生活環境部長	相川泰史君
防災危機 管理監	山岡広司君	教育部長	小澤明君
経営戦略課長	酒井厚志君	財政課長	宮本裕君
総務課長	島田伸君	人事課長	小林一三君
スマート プロジェクト 推進課長	田中貴則君	市民戸籍課長	山田郁子君
税務課長	中込広人君	収納課長	小宮山佳浩君
市民活動支援 課長	小宮山厚君	双葉支所長兼 市民地域課長	羽中田和幸君
学校教育課長	坂本公彦君	敷島・双葉 学校給食 センター所長	窪田美世君
生涯学習文化 課長	高須秀樹君	スポーツ振興 課長	森川嘉亮君
図書館長	保坂俊和君	経営企画係長	石原大助君

財政係長	早川 要子 君	総務係長	日本 修 君
管理係長	清水 良一 君	給与係長	五味 万里 君
情報政策係長	荻原 実香 君	スマートシステム推進係長	小澤 裕一 君
証明係長	久津間 美幸 君	マイナンバーカード係長	有泉 正恵 君
市民税係長	杉田 博一 君	資産税係長	清水 隆 君
収納管理係長	川上 恵美 君	徴収係長	小澤 俊和 君
市民生活係長	荻原 和美 君	消防防犯係長	高橋 正樹 君
教育総務係長	久保田 浩 君	施設係長	保坂 勇二 君
学事係長	山田 久美 君	教育指導係長	有野 恵里 君
生涯学習係長	酒井 紀子 君	施設管理係長	石川 雄規 君
総務係長	海野 元巳 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山田 洋	書記	森田 公
書記	長田 大地		

審査内容

1 条例等審査

- 議案第68号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件
- 議案第76号 甲斐市税条例等の一部改正の件
- 議案第89号 指定管理者の指定の件
- 議案第71号 甲斐市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定の件
- 議案第73号 甲斐市職員の定年等に関する条例の一部改正の件
- 議案第74号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件
- 議案第75号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件
- 議案第69号 甲斐市個人情報保護法施行条例の制定の件
- 議案第70号 甲斐市個人情報保護審査会条例の制定の件

議案第 7 2 号 甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第 7 7 号 令和 4 年度甲斐市一般会計補正予算（第 5 号）

3 その他

開会 午前 9時26分

○書記（森田 公君） ご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、清水委員長よりよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） おはようございます。

早朝より総務常任委員会にご参集、ご苦労さまでございます。

日ごとに朝夕寒くなりまして、ぜひ皆さん方、健康には気をつけながら生活をしていただきますようお願いいたします。

本日の会議は、さきにお配りしてあります条例改定に伴う審査議案69号から議案89号、それから補正予算第77号、議案第80号とその他タイトな審査内容となっておりますので、円滑に議案審査ができますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会します。

○委員長（清水和弘君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。審査については一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思えます。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うために、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思えますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例審査を行います。

初めに、議案第68号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件を議題とします。

当局より説明をお願いします。

酒井経営戦略課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 改めましておはようございます。

お疲れさまでございます。

それでは、経営戦略課より議案第68号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、本件につきましては、甲府市が甲府圏域の中核都市として近隣自治体とより一層連携したまちづくりを推進するため、令和2年7月から本市を含む9市町に対して連携中枢都市圏の形成の必要性や在り方について働きかけ、これまで協議を重ねてまいりました。

この連携協約の締結につきましては、本年10月に10市町の首長が参加する第2回推進協議会に諮られ、各市町において12月議会に議案提出することを決定したところでございます。

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、やまなし県央連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を甲府市と締結することに関する協議については、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決が必要でございますので、この案件を提案するものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

甲府市及び甲斐市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約となります。協約書につきましては、甲府市と連携自治体がおのおので締結するものであります。この連携協約書の内容につきましては、6条で構成され、第1条は、目的、第2条では、基本方針について規定しております。第3条では、連携する取組及び役割分担について、この取組項目等は14ページ以降に別表で記載をしております。第4条は、事務執行に当たっての連携、協力及び費用分担に関する事項を記載しております。第5条は、定期的な協議、第6条は、疑義の解決に関する事項となっております。

14ページをお願いいたします。

第3条の連携する取組及び役割分担について国の要綱に定める3つの柱ごとに取組項目、取組の内容、甲である甲府市の役割、乙は連携自治体である本市の役割を記載しております。

初めに1、圏域全体の経済成長の牽引では、取組項目を広域観光の推進、地域農業の稼ぐ力の強化、地域産業の振興、その他圏域全体の経済成長の牽引に係る施策の4項目に取り組むこととしております。

15ページの2、工事の都市機能の集積強化につきましては、都市計画区域マスタープランにおける広域交流拠点の形成と拠点間連系の推進、公共施設、公共インフラの広域的利活用、消防の広域的な連携強化などの4項目としております。

16ページをお願いいたします。

3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上につきましては、(1)生活機能の強化に関わる分野として、在宅医療、介護連携の推進、災害対策の推進、環境対策の推進、子ども子育てへの支援など、8項目としております。

17ページの(2)結びつきやネットワークの強化に関する分野として移住・定住の促進、ふるさと応援の推進など3項目、(3)圏域マネジメント能力の強化に関わる分野として人材の育成、ICTの利活用の推進など3項目としております。

以上が議案に対する説明となりますが、現在甲府市では、連携中枢都市ビジョン案の作成を進めているところであり、年明けの1月10日から2月9日までの1か月間、パブリックコメントを実施することとしており、このビジョン案に対して圏域住民の意見を幅広く反映させるために、各市町の広報紙等でパブリックコメントの実施について周知を行うこととしております。

なお、パブリックコメントを実施するための連携中枢都市圏ビジョン案については、甲府市が今12月中の完成を目指して作業を行っているところでございますので、完成次第、議会に配付してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、令和5年2月27日に開催予定の第3回推進協議会において、連携中枢都市圏ビジョンの承認、連携協約の締結を行う予定となっております。3月にはビジョンの公表を行い、4月から連携事業を開始する予定となっております。

以上で、議案第68号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件についてのご説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一问一答とし、また、質問、答弁は簡潔、明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） おはようございます。

今、説明を受けました。前回でも大枠説明を受けたんですけども、この中で1月10日から2月10日までパブリックコメントを1月間行うということなんですけれども、これは市民にも幅広く周知して集めるということですか。その内容についてお願いします。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 甲斐市の市民の方にもパブリックコメントをしていただけるよう甲斐市の広報紙、またホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。それで3月には認定というか、それを受けて4月から来年度から始めるということなんですけれども、その間に前回のあれだと個々に事務レベル的なことに各市町村で話し合いとか何か会議をもつということなんですけれども、あれから何回かはもったわけですか。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 担当課長会議としての幹事会というものがございまして、幹事会がその後、2回ほど開催がされております。首長が集まる推進協議会におきましては、先ほどご説明させていただいた年明けの2月に第3回の会議を開く予定となっております。また、分野別分科会においては、随時担当部署のところ協議を行っているところでございます。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。分野別はさっき課長の説明だと、分野というより個々にということはあれが違うという分野にも入ると、甲斐市の場合はどこに行くかとか、そういうあれはまだ決まっていないわけですか。全体的に入るのか。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 説明が足りず、すみませんでした。分野別というのは、取組む事業の内容として、例えば観光部門であったりとか、農業振興部門、また防災部門であり、環境部門や医療福祉に関するところというような、それぞれ取り組んでいく内容ごとに担当部署の担当者が集まって協議を進めているところになります。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。そうですね。各市によっては甲斐市なんかは広域の

問題とかそういうのがかなりあるんだけど、市によってはそれにあまり関係ないところもあるから、そういうことで個々にやるということですね。ちょっと飛ぶような話ですけども、パブリックコメントの内容というのは、大体これと同じことを市民に周知をするのですか。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 現在、甲府市のほうが計画になるその目指すべき方向性というような形でビジョン案というのを今作成中でございます。その内容について広くご意見を伺うということになります。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。そのほかありますか。
内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今のことに関連することなだけども、今甲府市で作成をしているということなだけども、それ関連10市町村が全て同じ甲府市が作ったものを全て同じ内容で各市町村が市民に対して意見を求めるという、そういうことだね、基本的に。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） そういうことだね、だから甲斐市が特別にやるということじゃなくて、甲府市がやったものをそのままやって、その意見を求めるということですね。はい、了解です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この15ページのさ、工事の都市化の集積強化というところがあって、都市計画マスタープランというのがあるんだけど、これについては、甲斐市独自のそれぞれの市町村の都市計画マスタープランというのを策定しているんだけど、それに関して、何か今市が策定している都市計画プランとそれから広域圏域の中での位置づけというか、どんな形の中でやるのかというのはその辺のところはどういう分けになっている。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） この工事の都市機能の集積、強化の中で、今ご質問いただいたようなマスタープランという話で、マスタープランについては、それぞれの市町のほうで作成をおっしゃるとおりしております。この分野につきましては、現在のところ、10月の本委員会でもちょっとご説明をさせていただいた5年度にやっていく事業というようなところをお示しさせていただいたんですけども、この辺は今後、リニア等のできたときにどう

いうふうにその連携都市がやっていくかというような部門を考えながら今後やっていくところという形で、具体的な取組を今現在すぐやるというのは示されていない状況ではあります。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） じゃ、当面現時点においては、それぞれの市が持っているマスタープランをそのままいきながら新たにそういったこういうものを出しておいて、今言ったことを含めて広域圏域でどんな形でやっていくかということは、今後それも含めてやっていくということですね、マスタープランに関しては。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） おっしゃるとおりで、今後それぞれのマスタープランをすり合わせながら広域として何かやっていけるものというのを今後考えていくという考え方だと感じております。

○委員（内藤久歳君） 了解です。以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほか、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で議案第68号の質疑を終了します。

これより議案第68号 甲府市とのやまなし県央連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第68号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時44分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第76号 甲斐市税条例等の一部改正の件を議題とします。

当局より説明をお願いします。

中込税務課長。

○税務課長（中込広人君） お疲れさまです。税務課です。よろしくお願いたします。

それでは、税務課から議案第76号 甲斐市税条例等の一部改正の件につきましてご説明をさせていただきます。

定例市議会議案は57ページから60ページ、議会資料につきましては75ページからとなります。

今回の税条例の一部改正につきましては、令和4年度の税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、税条例に所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

それでは、議会資料75ページの甲斐市税条例等の一部改正の概要により、ご説明をさせていただきます。

まず、1の納税証明書の交付手数料における改正であります。地方税法第382条の4に規定する証明書において住所に代わるものとして施行規則に定める事項を記載したものを交付できることを定める改正であります。

改正箇所は第18条の4、施行日は令和6年4月1日であります。

次に、2の所得割の課税標準における改正につきましては、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、総合課税または分離課税の適用を確定申告書の記載によってのみ適用することの改正であります。

改正箇所は第33条、施行日は令和6年1月1日であります。

次に、3の配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除における改正につきましては、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額における総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うこととする改正でございます。

改正箇所は第34条の9、施行日は令和6年1月1日であります。

次に、4の市民税の申告における改正につきましては、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定について整備するものであります。

改正箇所は第36条の2、施行日は令和6年1月1日であります。

次に、5の個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書における改正につきましては、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加することとする改正であります。

改正箇所は第36条の3の2、施行日は令和5年1月1日であります。

76ページをお願いいたします。

6の個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書における改正につきましては、公的年金受給者の扶養親族申告書に一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有する者について、提出義務を規定するとともに記載事項に配偶者の氏名を追加する改正であります。

改正箇所は第36条の3の3、施行日は令和5年1月1日であります。

次に、7の固定資産税台帳の閲覧の手数料における改正につきましては、地方税法第382条の4に規定する固定資産課税台帳において、住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供することができることを定める改正であります。

改正箇所は第73条の2、施行日は令和6年4月1日であります。

次に、8の固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料における改正につきましては、記載事項証明書に住所に代わるものとして施行規則に定める事項を記載したものを交付できることを定める改正であります。

改正箇所は第73条の3、施行日は令和6年4月1日であります。

次に、9の個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除における改正につきましては、住宅借入金等特別税額控除の対象住宅の居住開始年を令和7年までに延長し、所得税控除から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額の5%、最高9万7,500円までの控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することの改正であります。

改正箇所は附則第7条の3の2、施行日は令和5年1月1日であります。

次に、10のわがまち特例に係る固定資産税の課税標準の特例措置につきましては、下水道除外施設に係る特別措置について適用期限を延長するとともに、特例割合の参酌基準のとおりに4分の3から5分の4に変更するものであります。

改正箇所は附則第10条の2、施行日は公布の日からでございます。

77ページをお願いいたします。

11の上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例における改正につきましては、上場株式等に係る市民税の課税特例につきまして、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用とする改正であります。

改正箇所は附則第16条の3、施行日は令和6年1月1日であります。

次に、12の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例における改正につきましては、特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例の申告方式の選択に係る規定の整備であり、確定申告書に適用を受けようとする旨の記載がある場合に適用することを定めるものでございます。

改正箇所は附則第20条の2、施行日は令和6年1月1日であります。

次に、13の条例適用利子及び条例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例における改正につきましては、先ほどと同様に申告方式の選択に係る規定の整備であり、条例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例については、確定申告書に適用を受けようとする旨の記載がある場合に適用することを定めるものであります。

改正箇所は附則第20条の3、施行日は令和6年1月1日であります。

次に、14の所得税に係る更正または決定事項の申告義務における改正につきましては、令和3年改正条例のうち、第36条の3の3を改正するもので扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備であります。

施行日は令和5年1月1日であります。

最後に、15のその他であります。条文の削除による項ずれ等の改正が附則第17条の2及び附則第25条、26条であり、また法律改正に合わせての規定の整備が令和3年改正条例のうち附則第2条であり、施行日はそれぞれ令和5年1月1日と令和6年4月1日であります。

以上で、議案第76号 甲斐市税条例等の一部改正の件につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 75ページの2の所得税の課税標準における改正、総合課税と分離課税についてもうちちょっと説明してくれますか。

○委員長（清水和弘君） 中込課長。

○税務課長（中込広人君） 特定配当に係る所得税を除外して算定することを地方税法で規定しているんですけども、市民税の特定配当の申告書や所得税の確定申告書において、所得税の確定申告においては、総合課税か、またはいわゆる譲渡所得と同じように分離課税というのがあるんですけども、それに選択ができるというふうな形の中で、今回いわゆる住民税の場合につきましては、あくまでも申告に基づいて、それを適用するというふうな内容でございます。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） いろいろあって分かりづらい部分が多少あるんですけども、これ1番のさ、納税証明書の交付手数料における改正ということなんでしょうけども、手数料における改正という部分において、金額が変わらなくて証明書にそれに何かほかの部分に記載するという義務があるという、そういうだから、要は手数料が上がるんじゃないかと、記載方法をこれでどういうふうに今までこうだったのがどういうふうになるの、これ記載方法。

○委員長（清水和弘君） 中込課長。

○税務課長（中込広人君） ここで交付手数料による改正というのになっているんですけども、これは一応条例上のタイトルでありまして、実際には証明書を交付できるというふうな規定になっております。今までは課税台帳に載せている住所なんかはそのまま証明書としてお出しするんですけども、やはりDVとかそういった部分がありまして、その住所を削除して、またはその住所に代わるものを記載して交付ができるというふうな規定であります。ですので、その整備でございます。

○委員（内藤久歳君） だから、そういう今言ったDVというのが出ただけですけども、要するにその証明した後のそれが悪用というと語弊があるけれども、そういう形につなげられるような対策として、そういう措置を取ったという認識でいいということかな。

○委員長（清水和弘君） 中込課長。

○税務課長（中込広人君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

○委員（内藤久歳君） ここに10番のほかのところは公布の施行日が、日にちが記載してあるんですけども、これ公布の日ということはこれ10番のわがまち特例、これは何で公布の日になって日にちが指定していないの。

○委員長（清水和弘君） 中込課長。

○税務課長（中込広人君） このわがまち特例につきましては、地方税法の改正が令和4年3月31日に公布されたというふうな形の中で、本来ならば4月1日から適用というふうなこともできたわけですが、今回の条例改正に合わせてやるという形の中で、他のものにつきましては、ほかの条例改正につきましては、令和6年とか令和5年とか1月1日とかいうふうになっていますけれども、10番のわがまち特例に関するものについては、即日公布の日に適用するというふうな改正でございます。

○委員（内藤久歳君） これ決定したらその日から発効されるという意味。

○税務課長（中込広人君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その中で、これ4分の3、5分の4に変更するというのはそれだけ厳しくなったというか。そういう格好になるのか。それとともに、こういう変更になるということだよな、たしか。

○委員長（清水和弘君） 中込課長。

○税務課長（中込広人君） 実際の特例割合が4分の3から5分の4という形の中で、いわゆる特例割合の部分が狭まるというふうな形の中で、いわゆる厳しくなるというふうな認識で十分だと思いますけれども、これにつきましては、実際に下水道が供用開始になったときに、いわゆる特定施設等に係る除外施設について適用となるというもので、法律の面から言うと、下水道もだんだん整備されてきている段階で、その割合を少し縮めていくというような内容でございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、そういう事態が発生するときに、これ対象世帯はどうなるかだんだん少なくなるとは言いながらも、厳密に言えば4分の3から5分の4になったということは増税というか、そういう認識になるというわけだな。そうじゃないの。

○委員長（清水和弘君） 中込課長。

○税務課長（中込広人君） 内藤委員の言うとおりでですが、実際に該当するものは本市には見当たりません。

○委員（内藤久歳君） はい、了解です。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。そのほかありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 令和5年1月1日と6年1月1日というのは、何かばらばらだけんど、理由はあるんですか。

○委員長（清水和弘君） 中込課長。

○税務課長（中込広人君） 国の地方税法がこの施行日になっていますので、それに合わせて本市の条例を改正するものでございます。

○委員長（清水和弘君） そのほか、ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第76号の質疑を終了します。

これより議案第76号 甲斐市税条例等の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第76号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第89号 指定管理者の指定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

小宮山市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

それでは、市民活動支援課から議案第89号 指定管理者の指定の件について説明させていただきます。

議案書の127ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市やすらぎ聖苑条例第3条の規定により公の施設の管理につきまして、指定管理者を指定するものであります。

1の施設の名称及び位置であります、名称は甲斐市やすらぎ聖苑でありまして、位置につきましては、山梨県甲斐市大袋2321番地2になります。

2の指定管理者となる団体につきましては、富山県富山市奥田新町12番3号にあります株式会社宮本工業所、代表取締役宮本芳樹氏であります。

3の指定管理期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決をいただくものであります。

続きまして、議会資料の93ページをお願いいたします。

指定管理者の指定の経過報告につきまして、主な内容を説明いたします。

やすらぎ聖苑におきましては、令和2年度に初めて3年間の指定管理者制度を導入した施設でありまして、指定期間の満了に伴い今回更新するものであります。

2の公募、または非公募であります、指定管理者の選定におきましては、公募により候補者を募集したところであります。

次に、4の募集及び審査の経過であります、令和4年9月1日から30日までの1か月間、募集要項の配布を行い併せて申請を受付けました。

次に、9月13日に業務説明会と現地見学会を開催し、同日から16日までを質問の受付期間としたところであります。

なお、質問につきましては2件ありました。業務で使用する車両の自動車保険の責任分担と年度ごとに提出する修繕計画表の記載内容について質問があったところであります。

次に、9月30日であります。募集を締め切りましたところ、現在の指定管理者である団体のみから応募がありましたので、10月12日に指定管理者選定評価委員会による1次審査、11月1日に2次審査と最終審査を行ったところであります。

94ページをお願いいたします。

審査の結果、候補者として株式会社宮本工業所が選定されましたので、11月7日に市長へ報告を行い、翌日、候補者へ決定通知を送付したところであります。

次に、5の仮協定書の締結であります。11月11日に締結をしております。期間につきましては、12月の定例会におきまして、指定管理者の指定について議決されるまでの期間としております。

7の基本協定書の締結以降につきましては、今後の予定になります。本定例会において議決をいただきましたら基本協定書の締結を行い、その後、当初予算の議決前であることから、年度仮協定書を締結、令和5年4月1日に年度協定書を締結する予定であります。

95ページになります。

基本協定書の概要を説明させていただきます。

1の公の施設の名称及び1から3の指定期間までにつきましては、議案書で説明させていただいたとおりの内容であります。

4の指定管理者が行う管理業務の範囲につきましては、管理施設の利用許可に関する業務、火葬に関する業務、管理施設及び施設の維持管理に関する業務などとなっております。

5の管理施設の改修費用等につきましては、原則として市が必要性を判断するものとし、1件50万円未満は指定管理者が実施することとしております。

6の情報管理につきましては、法律や条例の規定に準拠することとしております。

7の備品等の扱いにつきましては、備品台帳で管理されている備品は、無償で貸与することとしているほか、1件50万円未満の修繕につきましては、96ページになりますけれども、指定管理者が実施し、更新または新規購入する備品は市が主たる責任を負うこととしております。

続きまして、8の業務実施に係る市の確認事項になります。指定管理者は毎年度、市が指定する期日までに事業計画書と年度終了後、60日以内に事業報告書を提出することとしております。

なお、事業報告書につきましては、業務の実施状況や管理施設の利用状況、料金収入などを記載することとしております。

9の指定管理料につきましては、年度協定に定めるところにより支払うものとしております。

10の利用料金収入の取扱いにつきましては、指定管理者の収入として収受することとし

ております。

11の違約金につきましては、基本協定締結後、指定開始までに指定を辞退した場合、または正当な理由なく本業を実施しない場合は、事業年度の指定管理料総額の10%相当額を違約金として支払うものとしております。

次に、97ページになります。

年度協定書の基本事項の説明であります。

年度協定の目的、令和5年度の業務内容などを定めてあります。令和5年度の指定管理料と四半期ごとに支払う金額なども定めているものであります。

なお、3年間の指定管理料につきましては、後ほどの補正予算の審議におきまして、債務負担行為の補正で、またご説明させていただきますけれども、3年間で5,858万2,000円を予定しております。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 参考までに今年間どのくらい件数があつたでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 利用実績でありますけれども、令和3年度が670件、令和2年度が630件となっております。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 特にコロナで増えたとかそういうことはないですか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 増えたということはないんですけれども、コロナの罹患者がお亡くなりになったということで、その方を火葬した経過は2件ほどあります。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この指定管理者の選考について最終的には応募1団体というんだけど、質問の受付が2件とあつたんだけど、業者が2業者あつたというのか。それとも、その辺のところはどんな具合になっていますかね。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 1業者から2問ありました。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、その応募があった1団体からこういう質問があったという認識でいいですか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） そのとおりであります。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これに契約に関する基本的事項というのがここにあるんだけど、これは内容的には今までやってきたことを提携について全て前回と同じ内容でやったということ、その辺確認したいんですが。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） そのとおりです。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、議案第89号の質疑を終了します。

これより議案第89号 指定管理者の指定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第89号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第89号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第71号 甲斐市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定の件、議案第73号 甲斐市職員の定年等に関する条例の一部改正の件、議案第74号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件について関連がありますので、一括で議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小林人事課長。

○人事課長（小林一三君） お疲れさまです。

人事課から議案第71号、議案第73号及び議案第74号の条例の制定、一部改正につきまして、関連がありますので一括にて説明させていただきます。

議案第71号 甲斐市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定の件については、定例市議会議案の29ページ、30ページ、議案第73号 甲斐市職員の定年等に関する条例の一部改正の件については、議案33ページから43ページ、議案第74号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件については、議案45ページから52ページとなります。

今回提案する条例の制定及び一部改正の件につきましては、地方公務員法の改正による職員の定年の引上げに伴い、関係する例規を整備するものでありますので、まずその概要について説明いたします。

議会資料の6ページをお願いいたします。

1の経緯であります。令和3年6月11日、国家公務員法等の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体として活力の維持や高齢期における多様な働き方の支援などを図ることを目的として、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入及び定年前再任用短時間勤務制、これは60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について本人の希望により短時間勤務の

職に採用することができる制度であります。そうした制度が新たに創設されることとなりました。

同日、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方公務員についても、国家公務員と同様の措置を講じる必要が生じることとなりましたが、改正法によって直接措置が講じられるものではなく、各地方公共団体において条例等に規定する必要があることから、本市においても関連する例規の整備を行うものであります。

また、定年の段階的引上げに伴い、高齢期の職員の働き方や定年退職後の人生設計等も多様化することが想定され、そのニーズに応える必要もあることから地方公務員法の規定に基づき、高齢期の職員を対象とした部分休業制度も並行し導入することとしたものであります。

2の定年引上げの趣旨であります。少子高齢化が急速に進展し若年労働力人口の減少が続いている中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには60歳を超える職員の能力、経験を60歳以前と同様に本格的に活用することが不可欠となっております。

このような状況を踏まえ、定年の引上げにより能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代の職員に知識、技術、経験等を継承しようとするものであります。

3の整備する主な内容であります。

(1)の定年の引上げにつきましては、令和5年4月から職員の定年が1歳ずつ段階的に引き上げられ、最終的には65歳となることから、この間において定年退職者が2年に一度しか生じないこととなります。

7ページの定年引上げに伴う段階的措置のイメージとして示したとおり、定年年齢は改正法が施行される令和5年度に61歳となり2年に1歳ずつ段階的に引き上げられますので、令和7年度、8年度は62歳定年、令和9年度、10年度は63歳定年、令和11年度、12年度は64歳定年、令和13年度以降は65歳定年となります。

こうした定年の段階的引上げにより昭和38年度生まれの職員については、令和5年度中に60歳の誕生日を迎え、現行規定では5年度末に定年退職となるところですが、定年が61歳に引き上げられますので、1年先の令和6年度末に定年退職となります。また、昭和39年度生まれの職員については、令和6年度中に60歳の誕生日を迎えますが、その時点では既に61歳定年となっており、令和7年度には62歳に定年年齢が引き上げられますので、令和8年度末に62歳で定年退職となります。

その後も同様に、定年退職日がスライドしていくこととなり、昭和40年度生まれの職員

については、令和10年度末に63歳で定年退職、昭和41年度生まれの職員については、令和12年度末に64歳で定年退職、昭和42年度生まれの職員については、令和14年度末に65歳で定年退職となります。

したがって、イメージ図で示したとおり、定年年齢が65歳となるまでの段階的引上げ期間中においては、1年おきに定年退職者が出ない年度が発生することとなります。

(2)の管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制につきましては、組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するため係長級以上の職員については、原則として60歳に達した日以後の最初の4月1日に非管理監督職である副主幹等の職に降任することとなります。

(3)の定年前再任用短時間勤務制につきましては、定年の引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中で、60歳以上の職員について、健康上の理由や人生設計上の理由等による多様な働き方を可能とするニーズに対応するため、60歳に達した日以後、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の意向を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員として短時間勤務の職に採用することができるよう導入するものであります。

また、現行の再任用制度は、今回の制度改正に伴い廃止となりますが、令和13年度末の定年の段階的引上げ完了時まで暫定再任用制度に移行し存続をいたします。

(4)の特定日以後の給与等の取扱いであります。60歳以後の職員の給料月額は当分の間、原則として60歳時点で受けていた給料月額の7割水準となります。また、退職手当については、引き上げられた定年前に退職することを選択した職員が不利にならないよう当分の間、60歳を過ぎた後、引き上げられた定年退職前に退職した場合であっても、定年退職した場合に適用される支給率により算定することとなります。

(5)の情報提供・意思確認制度につきましては、任命権者が当分の間、職員の60歳到達日が属する年度の前年度に該当職員に対し、60歳到達日以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳到達日の翌日以後の勤務の意思を確認することとされたことから、規定を整備しております。

(6)の高齢期の職員を対象とした部分休業制度の導入につきましては、55歳以上の職員を対象として、1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲において休業を認めることとし、その勤務しなかった時間に応じて給与を減額する高齢者部分休業制度を導入するものであります。

4の制定改版する条例であります。

①の議案第73号 甲斐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例であります。

この条例の改正が今回の制度改正に伴う主たる条例改正であります。

②の議案第74号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、定年延長制度の導入により影響を受ける既存例規の改正等であり一部改正条例8件と廃止条例1件で構成されております。

③の議案第71号 甲斐市職員の高齢者部分休業に関する条例については、定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行に合わせて職員個々の状況に応じた働き方を可能とするため、55歳以上の職員を対象とした高齢者部分休業に関する条例を制定するものであります。

5の関係条例の主な整備内容等であります。

ナンバー1の甲斐市職員の定年等に関する条例は、議案第73号による条例改正であり、主な整備内容としましては、定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定について整備しております。

条例の新旧対照表は議会資料の10ページから20ページまでとなります。

ナンバー2の甲斐市職員定数条例からナンバー10の甲斐市職員の再任用に関する条例までは、議案第74号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例により規定を整備しております。

ナンバー2の甲斐市職員定数条例は、議案第74号の第1条で改正しており、主な整備内容としましては、定年の引上げに伴い、市長の事務部局の職員数の増加が見込まれることから、総数を変えず定数の内訳を変更するものであります。

条例の新旧対照表は、議会資料の21ページとなります。

ナンバー3の甲斐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例は、議案第74号の第2条で改正しており、主な整備内容としましては、管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規定を整備しております。

条例の新旧対照表は、議会資料の22ページ、23ページとなります。

ナンバー4の甲斐市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例は、議案第74号の第3条で改正しており、主な整備内容としましては、現給において減ずる額の基礎となる給料月額及び減給額の上限に係る規定を整備しております。

条例の新旧対照表は、議会資料の24ページとなります。

ナンバー5の公益的法人等への甲斐市職員の派遣等に関する条例は、議案第74号の第4条で改正しており、主な整備内容としましては、再任用制度の廃止に伴う規定の整備及び管

理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定を整備しております。

条例の新旧対照表は、議会資料の25ページ、26ページとなります。

ナンバー6の甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、議案第74号の第5条で改正しており、主な整備内容としましては、再任用制度の廃止に伴う規定の整備及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定を整備しております。

条例の新旧対照表は、議会資料の27ページから30ページまでとなります。

ナンバー7の甲斐市職員の育児休業等に関する条例は、議案第74号の第6条で改正しており、主な整備内容としましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定を整備しております。

条例の新旧対照表は、議会資料の31ページ、32ページとなります。

ナンバー8の甲斐市職員給与条例は、議案第74号の第7条で改正しており、主な整備内容としましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び60歳以後の給料月額を7割水準とする規定等を整備しております。

条例の新旧対照表は、議会資料の33ページから47ページまでとなります。

ナンバー9の甲斐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、議案第74号の第8条で改正しており、主な整備内容としましては、再任用制度の廃止に伴う規定の整備及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定を整備しております。

条例の新旧対照表は、議会資料の48ページとなります。

ナンバー10の甲斐市職員の再任用に関する条例は、定年延長により再任用制度が廃止されますので、議案第74号の第9条で当該条例を廃止しております。

ナンバー11の甲斐市職員の高齢者部分休業に関する条例は、議案第71号により新規に条例制定するものであり、主な整備内容として高齢期の職員を対象とした部分休業制度の新設であります。

ナンバー12の甲斐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、議案第71号の附則において改正しており、主な整備内容としましては、高齢者部分休業した場合における給与の減額措置を規定しております。

条例の新旧対照表は、議会資料の49ページとなります。

6の施行期日については、令和5年4月1日から施行します。

ただし、甲斐市職員の定年等に関する条例の一部改正のうち、附則第11条の情報提供・意思確認制度の対象年齢を定める規定は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 資料の7ページの図表なんですけど、今年の3月定年退職の方は5年間
暫定再任用ということになるということですね。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） そうすると、その場合、肩書、給料、その他はどのような大体結構複雑
で分かっていただけども。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 暫定再任用職員ということで、再任用制度が廃止されますので、
そうした任用となります。今までの現在任用している再任用と変わることはないんですけども、
名称が暫定再任用ということに移行するというので、基本的には在職時60歳の
ときに7級、6級の部長、課長の職員が退職された場合については、4級の副主幹相当とい
うことで、そういった給与の位置づけておりますので、それを引き続き暫定再任用の職員が
給与の支給をされます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 8ページの6番、この高齢期の職員を対象とした部分休業の導入とい
うことがあるんだけど、これのちょっと説明をしてくれる。55歳以上の職員を対象と
したというのはどういうことか。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 高齢者部分休業制度につきましては、地方公務員法に既に規定さ
れている制度でございます。条例で定める年齢以上の常勤の職員について、常勤のその2
分の1の時間までの範囲で部分休業できる制度となっております。

これは今まで条例が定めておりませんでしたので、甲斐市も含めて全国的にあまりそうい

った例規整備している自治体はございません。そんなことで、国のほうでも、今回の定年延長制度を契機に制度の導入を求めていたところがございます。内容につきましては、職員の加齢に伴う加齢というか高齢期を迎えた諸事情等へ対応して仕事との両立支援をするための環境整備として、部分休業というものを設けるんですけれども、内容的には、今現在、子育て世代の若手の職員にも部分休業は既に実施はしております。

これは育児休業取得後に小学校就学の時期に達するまでの子を養育する場合は、1日の勤務時間のうちに2時間範囲内で休業できるという制度がございます。これの高齢者版とかというというような高齢者版という失礼ですけれども、55歳以上の職員でもそのような高齢者部分休業ということで取得をして、勤務を継続することができるという制度です。ですから、例えば、高齢期を迎えて例えば自分の体の健康的な問題とか家族の介護とか、そういったときに退職をせずに常勤職員として勤務を継続することができるという選択ができるというそういう制度を設けるというものです。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 新たな制度ということで、今先ほど子育て世代の部分休業というのは理解できるんだけど、55歳といえれば一般的にまだ働き盛りという状況の中で、これの目的というか、そういうものがよく私には理解できないんだけど、改めてこんな制度をやる必要があるのかという、現実問題こういう対象者が今55歳から定年になるまでの人たちが現実問題でいるの。そういう人たちが。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 55歳以上ということで、定年が65歳まで延長しますので、55歳に取得するかどうかということではないんですけれども、そういった取得範囲を広げた中で、今後定年が延長されることに伴って、取得する職員に対応できるようにこういった制度を設けさせてもらうというものですので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今この55歳から65歳10年間だよ。その間に健康上の理由とか、そういうことに基づいて自由に休業を取れるということ担保しておくという意味合いということなのね、今の説明だと。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それであと定数の問題があるけれども、これは職員の適正化管理というのがあって、450人だっけ、460人になるんだけれども、これとは全く別の形になって、それはそれで維持していくということでもいいのかな。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） そうですね、今現在、定員適正化計画では、令和3年度から令和7年度までの5年間に定員目標480人ということで定めて、それに向かって定員管理を行っております。現時点で既に計画中の早期見直しまでは、必要性はないものとは捉えていますけれども、いずれ、年齢が定年が延長されますので、そうした職員の年齢構成であったりとか、退職者の見通しを踏まえて中長期的なそういった定員管理、当然必要になってきますので、随時柔軟に見直しが必要であれば対応していく考えでございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、結局これが定年延長するということは、採用計画というものについては変更というか、そういうものはあるの。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） そうですね。先ほど説明したとおり、定年延長の段階的措置のときには2年に一度定年退職がありますので、そうした年度に定年退職が出ない年度がございます。そうはいいまして、その中で今までは、本市の原則として新規採用していった経過もございましたけれども、そういった方法だと年齢構成にばらつきが生じますので、例えば2年に一度平準化をするなりして、そうした職員採用の見直しをしていく考えでございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 確かにそれ必要なことだね。定年延長になって世代間のバランスが崩れないように採用もしていくということだと思うんだけど、もう1点、委員長いいですか。

あとは職員の退職金の問題なんだけれども、それについては、先ほどの希望に応じて60歳を区切りとして延長するのかわからないのかということも含めて、その65歳で退職金を支給するのか。60で一区切りについてやるのか。その辺のところをちょっとどうなっていますか。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 退職金の支払につきましては、職員が退職を申し出て退職すると

きに退職金は支給がされます。これは変わりません。ただ、退職手当の支給額が職員が例えば65歳に延長したことによって、不利にならないように、例えば退職手当の計算においては、退職支給率が普通退職の率と定年退職の率というのは異なりますので、普通退職のほうがちょっと率が低いので、それが不利にならないように60歳を超えて65歳までに退職した方に職員不利にならないように、そういった定年扱いということで支給率で計算をするということと、あと併せて60歳以後は給与の額が7割水準に落ちてしまいますけれども、これもピーク時特例といいまして、60歳以降の減額されない前の額で算定をするということ、いずれにしても職員が不利にならないような形で計算をされるという制度になっております。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その退職金について65歳までマックスで定年延長した場合に、退職金そのものには7割減ったとしても勤務年数が増えるので、一応退職金に加算されるという認識でいいの。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 退職手当の計算は人によってちょっと異なりますけれども、経験年数が35年以上勤務した職員については、率がもう変わらないので、それ以上勤務を継続しても退職手当の金額は変わりません。ただ、60歳以後に例えば勤続年数が35年未満の方が65歳までに35年を超えれば率が高まりますので、そうした方もいますので、人によってちょっとそれぞれ異なります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、35年で延長すると40年という人もいるわけだね。そういう人たちには確認だけでも、加算というものはないということだね。いいのそういう認識で。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） そうですね。退職手当の計算は、基本額と調整額というものの合計でありまして、その基本額は給与月額にその勤続年数に応じた率を掛けるということになりますので、35年以上は同じ率なので、それ以上勤務しても支給額は変わらないということでございます。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 聞きたいことは大体内藤委員が聞いてくれたので、最後に意見として、やっぱり定数の中長期見直しと今出ましたけれども、やっぱりその辺はよく検討してやってもらいたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 今の松井委員の意見を踏まえまして対応させていただきます。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほか質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） ほかになければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第71号、73号、74号の質疑を終了します。

これより順次討論、採決を行います。

初めに、議案第71号 甲斐市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第71号を終わります。

次に、議案第73号 甲斐市職員の定年等に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第73号を終わります。

次に、議案第74号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第74号を終わります。

引き続き、議案第75号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

小林人事課長。

○人事課長（小林一三君） 引き続き、お願いいたします。

議案第75号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件について説明させていただきます。

議案書は53ページから55ページとなります。議会資料は56ページとなります。議会資料に基づいて説明させていただきます。

この条例の一部改正は、育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための休暇の対象期間の拡大など、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置について規定を整

備するものであります。

改正の経緯としては、令和3年8月、人事院から公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出が出され、その中で示された国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置の一環として、育児休業の取得回数制限の緩和等を措置するための人事院規則が一部改正施行されたことに伴い、地方公務員についても、国家公務員と同様の措置を講ずる必要が生じたことから、本市においても、関連する例規を改正するものであります。

今回の改正に関連する例規としては、甲斐市職員の育児休業等に関する条例のほか、甲斐市職員の育児休業等に関する規則、甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する規則、甲斐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び甲斐市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則となります。

主な改正内容としては、5点ありまして、まず1点目の育児休業の取得回数制限の緩和措置につきましては、これまで原則1回としていた育児休業の取得回数を原則2回まで取得可能とし、それに加え、主に男性職員を対象としていた子の出生後8週間以内の育児休業の取得についても、原則1回から2回に拡大します。

2点目の育児参加のための休暇の対象期間の拡大については、男性の育児参加休暇の対象期間を産後8週間から産後1年を経過するまでの間に、取得対象期間を拡大するものであります。

3点目の非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和措置については、これまで非常勤職員が育児休業を取得する場合、子の1歳6か月到達日まで非常勤職員としての任期があることを要件としておりましたが、改正により、子の出生後8週間以内に育児休業を取得する場合にあっては、子の出生日から起算して8週間と3月を経過する日まで任期の継続が見込まれる場合、取得を可能とし要件を緩和するものであります。

4点目の非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化については、子が2歳に達するまでの期間の途中で夫婦交代での取得や特別の事情がある場合において、柔軟な取得を可能とする規定を整備するものであります。

5点目の期末勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いの見直しについては、期末勤勉手当を積算する際の在職期間、勤務期間の算定に当たり、承認にかかる期間が1か月以下である育児休業の期間は手当の対象となる期間から除算しないとする現行制度を維持した上で、子の出生後8週間以内における育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間は合算しな

いこととする規定を整備するものであります。

条例の改正箇所については、議会資料の57ページから64ページに新旧対照表がございますが、第2条の改正において、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和に関する規定を整備します。

第2条の3及び第2条の4の改正において、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化のための規定を整備いたします。

第3条の改正において、再度の育児休業の取得が認められる特別な事情など、育児休業の取得回数制限の緩和措置についての規定を整備します。

規則の改正箇所については、議会資料の65ページから69ページに、甲斐市職員の育児休業等に関する規則の新旧対照表がございますが、今回の条例の一部改正に伴い、条例の条項を引用している箇所の項ずれ等の解消を図るための規定の整備と子の出生後8週間以内の育児休業の取得に際しては、承認の請求、期間の延長の請求手続について1月前までとしている請求期間を2週間前までに短縮いたします。

議会資料の70ページの甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び議会資料の71ページの甲斐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正については、育児参加のための休暇の対象期間の拡大として、男性の育児参加休暇の対象期間を産後8週間から産後1年を経過するまでの間に拡大するものであります。

議会資料の73ページ、74ページの甲斐市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の改正については、期末勤勉手当に係る在職期間、勤務期間から除算する期間の取扱いを見直すものであります。

施行期日については、いずれの改正ともに公布の日から施行し、令和4年10月1日に訴求し適用することといたします。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第75号の質疑を終了します。

これより議案第75号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第75号を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時56分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第69号 甲斐市個人情報保護法施行条例の制定の件、議案第70号 甲斐市個人情報保護審査会条例の制定の件について関連がありますので、一括で議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

島田総務課長。

○総務課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

総務部総務課より議案第69号 甲斐市個人情報保護法施行条例の制定の件及び議案第70号 甲斐市個人情報保護審査会条例の制定の件につきまして、関連がありますので併せて説明させていただきます。

議案書は19ページから28ページ、議会資料は1ページから5ページになります。

それでは、議会資料にて説明させていただきます。1ページをお開きください。

甲斐市個人情報保護法施行条例及び甲斐市個人情報保護審査会条例の制定の概要。

1、国による個人情報保護制度の見直し、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が拡大する中で個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として令和3年5月に個人情報の保護に関する法律、以下、個人情報保護法が改正され、これまでおのこの法律や条例により運用されてきた国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取扱いが個人情報保護法に統合されました。

2、条例の制定について、全ての地方公共団体において、令和5年4月1日から改正後の個人情報保護法が直接適用されるため、現行の甲斐市個人情報保護条例を令和5年3月31日で廃止し、改正法により委任された事項等を定める甲斐市個人情報保護法施行条例及び甲斐市個人情報保護審査会条例を制定いたします。

3、条例に規定する主な内容であります、(1) 甲斐市個人情報保護法施行条例、①開示請求に係る手数料、個人情報保護法では、開示請求に係る手数料について条例で定めるものとされています。

本市では、当該手数料は無料とし、写しの作成及び開示の実施に要する費用を実費負担とすることを条例に規定いたします。②個人情報ファイル簿の作成、公表、個人情報保護法では、対象者が1,000人以上の個人情報を取り扱う場合は、個人情報ファイル簿を作成し、その公表が義務付けられています。

本市では、今までどおり作成、公表する対象者の数を100人以上とし、個人情報の取扱いの適正化を図るものといたします。

③開示請求に係る決定期限、個人情報保護法では、開示請求等にかかる決定期限を請求のあった日から30日以内としていますが、条例で短縮できることとされています。

本市では、開示請求等にかかる決定期限を甲斐市情報公開条例と同様に請求があった日から15日以内とします。

次に、(2) 甲斐市個人情報保護審査会条例、開示請求等に対する審査請求の諮問機関である審査会を引き続き設置するため、甲斐市個人情報保護審査会条例を制定し、必要な事項を規定いたします。

4、改正後の条例等の適用について、令和5年4月1日から施行いたします。

次に、議会資料2ページをお願いいたします。

甲斐市個人情報保護法施行細則につきましては、甲斐市個人情報保護法施行条例の施行に関する事柄を詳細に規定したものでございます。

議会資料の3ページから5ページの表につきましては、計43の様式を定めるものがございます。

以上でございます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願ひいたします。

ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1点ね、これファイルの作成の公表というんだけど、これ保護法では1,000人ということで、市は100人ということなんだけれども、この辺のところの内容というか、対象者の具体的なそういう公表、作成する100人以上とする内容をちょっと教えてくれる。

○委員長（清水和弘君） 島田課長。

○総務課長（島田 伸君） 個人情報取扱いが1,000人になると大きくなりますけれども、100人単位だと、より市民の求める方がこういったものを請求した場合に、こちらのほうから提供できると。人数が1,000人の10分の1ということで100人ということで、より多くサービスというか、そういった請求に対するものを公表できるということで、サービスの一環として100人ということで、今までそうだったんですが、それを引き続き、この条例制定においても同じくしたいと考えているところでございます。

○委員（内藤久歳君） はい、分かりました。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第69号、70号の質疑を終了します。

これより順次討論、採決を行います。

初めに、議案第69号 甲斐市個人情報保護法施行条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第69号を終わります。

次に、議案第70号 甲斐市個人情報保護審査会条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第70号を終わります。

引き続き、議案第72号 甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

島田総務課長。

○総務課長（島田 伸君） 引き続き、よろしく願いいたします。

議案第72号 甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

議案書は31ページ、議会資料は50ページから55ページになります。

議会資料により説明させていただきます。50ページをお開きください、

1、経緯ではありますが、国は最近における物価の変動等を踏まえ衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額の一部引上げを行いました。

これに伴い市長選挙及び市議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担限度額等を定めた条例の一部について、公職選挙法施行令の改正に準じて関係する例規を一部改正するものでございます。

2、改正の内容ではありますが、表の左の行、項目の（1）選挙運動用自動車の使用（一般運送契約以外の契約）の1日当たりの自動車借入れにつきましては、現行限度額1万5,800円から1万6,100円に300円の増額、また1日当たりの燃料費につきましては、現行限度額7,560円を7,700円に140円の増額であります。

（2）選挙運動用ビラ作成の1枚当たりにつきましては、現行限度額7円51銭を7円73銭に22銭の増額であります。

（3）選挙運動用ポスターの作成の印刷費単価につきましては、現行限度額525円6銭を541円31銭に16円25銭の増額となります。

下の米印でございますが、選挙運動用ポスターの作成について、市内の選挙ポスター掲示場の設置数151か所で計算した場合の1枚当たりの限度額は現行計算しますと2,582円、改正後は2,636円で54円の増額となります。

また、企画費につきましては、現行限度額31万500円を31万6,250円に5,750円の増額となります。

3、改正後の条例等の適用についてでございますが、公布の日から施行し、施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用いたします。

以上でございます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1点だけ、国が衆議院、参議院でもってこれは引き上げたということなんだけれども、引上率に関しては、国と同等の引上率で上げたのか。その辺の背景はどうなっていますか。

- 委員長（清水和弘君） 島田課長。
- 総務課長（島田 伸君） 国と同様の引上げで行っております。
- 委員（内藤久歳君） はい、了解です。
- 委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

〔発言する者なし〕

- 委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第72の質疑を終了します。

これより、議案第72号 甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第72号を終わります。

これで条例審査を終わります。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

- 委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第77号 令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのようにします。

初めに、総務課及び双葉支庁市民地域課より、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費及び7目支所及び出張所費について一括で説明をお願いします。

島田総務課長。

○総務課長（島田 伸君） 総務課から補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、10節需用費、01竜王庁舎維持管理事業につきまして、1,600万円を増額補正するものでございます。財源内訳につきましては一般財源であります。概要であります。電気料金の価格高騰により庁舎等の電気使用料予算額に不足が見込まれるため、増額補正をお願いするものであります。

以上でございます。

ご審議をよろしくお願いいいたします。

○委員長（清水和弘君） 引き続き、羽中田双葉市民地域課長。

○（双葉支所）市民地域課長（羽中田和幸君） お疲れさまです。双葉支所市民地域課より12月補正予算について説明させていただきます。

同じく補正予算説明書14ページ、15ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、7目支所及び出張所費、10節需用費、ナンバー20双葉庁舎維持管理費につきまして102万円を増額補正するものであります。財源内訳につきましては一般財源であります。概要であります。電気料の価格高騰により庁舎の電気使用料予算額に不足が見込まれるため、増額補正をお願いするものであります。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで総務課及び双葉支所市民地域課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、スマートプロジェクト推進課より2款総務費、1項総務管理費、6目情報管理費について説明をお願いします。

田中スマートプロジェクト推進課長。

○スマートプロジェクト推進課長（田中貴則君） お疲れさまです。

スマートプロジェクト推進課の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目情報管理費であります。補正前の額2億9,271万6,000円から3,290万5,000円を減額し、2億5,981万1,000円とするものであります。財源内訳につきましては、業務系システム運営事業において一般財源から社会保障税番号制度システム整備費補助金、システム改修事業補助金、地域生活支援事業費補助金を国県支出金へ財源更正するほか、今回の減額補正に伴うデジタル基盤改革支援補助金及び一般財源を減額するものであります。

内容につきましてご説明いたします。

01情報化推進事業257万3,000円の減額につきましては、現在、土地家屋の地番図、都市計画図、ハザードマップなど、各所管の地図データを一元的に整備する統合型システムの構築を進めておりますが、その入札執行差金による不用額を減額するものであります。

02情報系システム運営事業532万8,000円の減額につきましては、外部との通信を制御するネットワーク機器、サーバーなど情報系システム機器の更新に係る入札執行差金及び半導体不足の影響による機器のリース期間の短縮により不用額を減額するものであります。

03業務系システム運営事業2,500万4,000円の減額につきましては、業務系システムは、国の方針により令和7年度末までに全ての自治体が国の標準仕様に準拠したシステムに移行することとなり、本市では令和7年9月の移行に向け、国からの補助率10分の10で文字の

同定作業を予定しておりましたが、国の仕様内容が変更され、今年度は住民記録システムの作業が不要となったため、その委託経費975万7,000円を全額減額し、併せて国庫補助金であるデジタル基盤改革支援補助金も減額するものであります。

また、国とシステム連携してマイナンバーカードを利用した子育て、介護関係26手続をオンライン化するためのシステム改修関係業務において、国から詳細な仕様が示されたところ、当初予定していたソフトウェアとハードウェアの購入が不要となったことにより172万3,000円を減額し、併せて補助率2分の1のデジタル基盤改革支援補助金を減額するものであります。

そのほか、令和5年度から地方税の納付書に税額などの情報を含むQRコードを記載し、電子的に納税を行うためのシステム改修に係る執行差金の減額。業務系端末にログインする際に必要となる顔認証システムの入替え業務及び経年劣化による業務系端末の入替え並びに国の中間サーバーと業務系システムを連携するシステムの入替え業務の入札執行差金等による不用額を減額するものであります。

続いて、財源更正の補助金の内訳であります。いずれもシステム改修に伴うものであり、社会保障税番号制度システム整備費補助金につきましては、特定個人情報データの標準レイアウト改版による介護保険事業費補助金でありまして、補助率は3分の2となっております。

システム改修事業補助金につきましては、令和4年度介護報酬改定をシステムに反映するための介護保険事業費補助金でありまして補助率は2分の1であります。

地域生活支援事業費補助金につきましては、令和5年度からの国の障がい福祉関係に係るデータベース稼働に向けたシステム連携のための補助金で補助率は2分の1であり、これらのシステム改修に要する経費について国から補助金が交付されるため、財源更正を行うものであります。

以上で、12月補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 02の情報系システム運営事業ネットワーク入札差金、それからさっき半導体の云々でリース期間が短縮されて減額補正になったという説明だったけれども、これをちょっともう少し説明してもらえますか。

○委員長（清水和弘君） 田中課長。

○スマートプロジェクト推進課長（田中貴則君） 当初、リース期間を9か月ということで設定しておったんですが、半導体不足の影響で納品が少し予定より遅れるということによって、リース期間が5か月になりましたので、その分リース期間が短縮されたということになっております。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、リース期間が短縮されるのはいいんだけど、業務上は影響がないわけ。借りるものが短縮されたというのはどういう……

○委員長（清水和弘君） 田中課長。

○スマートプロジェクト推進課長（田中貴則君） 内藤議員おっしゃるように、リース期間が短縮されるということは、古い機器を当然長く使わなければいけないという部分がございますので、それはある程度、当初から納品まで、また機器を設定するまでの期間というのは、保守延長という部分で対応していた部分もあります。ですので、その保守延長で対応していた部分、また、そのほかには情報系のネットワーク機器を保守委託しておりますので、その中で業者のほうに見ていただいたという部分もあり、何事も問題なく順調に進んでいるという状況になっております。

○委員（内藤久歳君） はい、了解です。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、これでスマートプロジェクト推進課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、市民戸籍課より2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、7目戸籍住民基本台帳費の財源更正について説明をお願いします。

山田市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） お疲れさまでございます。市民戸籍課の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いします。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額2億100万1,000円に181万6,000円の増額をお願いし、合計2億281万7,000円とするものでございます。

初めに、説明欄の01戸籍住民関係職員費の財源更正ですが、財源のうち、その他の証明手数料につきましては、住民票などのコンビニ交付の件数が増加したことに伴い、年度末までの収入が減少する見込みであることなどにより、一般財源の増額をする財源更正であります。

次に、説明欄の12証明事務費65万6,000円の増額補正についてですが、財源につきましては、全額その他の証明手数料でございます。内容は、住民票及び印鑑証明書のコンビニ交付に伴う1件当たり117円の手数料5,600件分の増額であります。増額の理由につきましては、先ほど01戸籍住民関係職員費の説明の中で申し上げましたが、コンビニ交付の件数が増加したことによるものでありまして、年度末までに不足額が生じる見込みとなったためでございます。

続いて、13マイナンバーカード普及促進事業116万円の増額補正についてですが、財源につきましては、全額個人番号カード交付事務費補助金でございます。内容はマイナンバーカード関係事務に従事する会計年度任用職員の報酬20万円と時間外勤務報酬96万円の合計116万円を増額するものでございます。これにつきましては、本年8月以降にマイナンバーカードを申請する人が急増し、カード交付関係事務の業務量が急激に増加したことが影響しています。この状況を踏まえまして、臨時的に会計年度任用職員を年度内に1人増員するための報酬を増額し、年度末までに不足する見込みとなっている時間外勤務報酬を増額するものであります。

これで市民戸籍課の補正予算の説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 年度内職員の増員してやるということは順調に申請者が増えていると

いう状況があるから、こういう形でやるということでもかなり増えているですか。

○委員長（清水和弘君） 山田課長。

○市民戸籍課長（山田郁子君） はい、4月から7月までは大体月に300件から700件でございましたが、8月以降1,500件、9月には2,800件近い申請でございます。11月は1,933件と多く申請をしていただいております。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういうことを含めてこういう申請者が増加しているということは、皆さんの努力が実っているのかなというふうに思っています。また、今後頑張ってください。以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） ないようですので、これで市民戸籍課関係の質疑を終了します。ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、市民活動支援課より2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費について説明をお願いします。

小宮山市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） お疲れさまです。よろしく願いいたします。

それでは、市民活動支援課より12月補正予算の内容について説明をさせていただきます。補正予算説明書の14、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費におきまして、02市民温泉等維持管理事業を1,623万円、結婚支援事業を510万円、それぞれ増額補正させていただき、補正後の額を1億4,496万6,000円をお願いするものであります。補正の内容であります。市民温泉等維持管理事業が経済情勢の影響により燃料費や電気料などが高騰したため、予算が不足する見込みとなったほか、各施設の経年劣化などに対応するための計上修繕費が不足する見込

みである。そのため増額補正をお願いするものであります。

次に、結婚支援事業であります。市内に在住します夫婦ともに39歳以下の新婚世帯を対象に、住宅の取得費またアパートの賃貸料などを支援する補助金を増額させていただくものであります。当初予算では年間で15件、450万円の補助金交付を見込んでおりましたが、11月末時点におきまして、12件355万8,000円を交付したほか、今後申請を予定する相談が17件ありましたので、予算が不足する見込みとなり増額をお願いするものであります。

次に、債務負担行為に関する補正について説明をさせていただきます。

35ページをお願いいたします。

議案第89号の指定管理者の指定の件でご審議をいただきましたやすらぎ聖苑に关します債務負担行為であります。指定管理料の限度額は5,858万2,000円でありまして、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間を対象とした債務負担行為をお願いするものであります。

なお、本年度までの3年間の指定管理料、令和2年度から令和4年度までになりますが、指定管理料は8,141万1,000円でありました。それと比較しますと、2,282万9,000円の減額となっております。大幅に減額となった理由であります。これまでの指定管理料には修繕工事費を含めておりました。昨年度の指定管理者選定評価委員会におきまして、指定管理の更新に当たっては工事費を除いた指定管理料とするようご指摘をいただきましたので、令和5年度以降は運営費のみを対象とする指定管理料としたため、大幅な減額となったものであります。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 02の市民活動費の中で、市民温泉等の維持管理費の中で電気料、燃料費等もろもろでこれだけなんですけれども、これは1か所じゃなくて3か所全部ということなんです。そこをちょっと説明をお願いします。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 3か所での総額であります。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 3か所分かりました。多分電気料とか燃料費とか3か所そんなには誤差はないと思うんですけども、修繕費と言われましたけれども、どんなことをやったのかちょっと時間があるからちょっと説明をお願いします。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） まず百楽泉におきまして、男湯とか女湯のシャワーに不具合が出ましたので、それを交換する修理、また百楽泉ではエアコンが故障しましたので、その修理、あと釜レクでは脱衣所の床にへこみができましたので、それを直す修繕等を予定しております。

○委員（藤原正夫君） はい、分かりました。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどの債務負担行為のやすらぎ聖苑ね。一応運営費のみの管理料ということなんだけれども、そのほかに当然修繕費とかそういうものは別枠でということなんだけれども、これ当然そういうものは発生するわけで、この予算計上というのは、ほかの会計に乗っけるという認識でいいですかね、どうなっているの、その辺は。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 大規模な修繕工事費につきましては、当初予算での計上をお願いする形になります。この指定管理者の基本協定の中に50万円以下の小規模な修繕については、事業者負担となっておりますので、それ以外の大規模なものにつきましては、予算計上により競争で事業者を決めるような内容になると思います。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、さっきの説明だと今までは八千幾らで2,280万9,000円という減額になったというその背景というのはどういうあれ。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 昨年度の指定管理者評価委員会によって指摘をされたものなんですけれども、その理由なんです、修繕工事費、ある程度の大規模な修繕工事費になりますので、競争性を確保したほうがいいんじゃないかというご指摘の下、工事費を除くような形となりました。ただ、やすらぎ聖苑の修繕工事費につきましては、大分特殊的な火葬炉ということで、取扱い業者も少なく、なかなか競争性を確保するのが難しいような面もあろうかと思いますが、選定評価委員会のご指摘ですので、十分契約担当と協議をしながら競争性が図れる様、環境整備しながら契約などと相談して今後決めていきたい

と考えております。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その点については、先ほどの説明の中で事業者が1社ということじゃないですか。そういう状況の中で、確かに競争性といいながらも業者が1社しかなかったと。逆に言うと、あまりそういうところで締めつけちゃうと、この間の市民温泉3施設の問題で山交が指定管理から経営的には駄目だということの判断なんだけれども、その運営に関して、やっぱりその宮本工業というのは、それなりのものを持っているわけじゃないですか。その辺の兼ね合いというのは、やっぱりちょっと考えていったほうがいいのかないかなという思いがしないではないですけども、その辺はどう。

○委員長（清水和弘君） 相川生活環境部長。

○生活環境部長（相川泰史君） 内藤議員からご質問いただいた件につきましては、初めて3年間の指定管理を令和4年度からやった中で、当初は計画的に炉については、炉関係については継続的に修繕を行っています。そういった中で、指定管理料の中に含めて、ご承知のとおり、やすらぎ聖苑については宮本工業所が炉の関係も納入しておりますので、一番ノウハウもあるというか、そういう中で最初の3年間させていただきました。

先ほど課長から説明がありましたとおり、やはりそうはいつでも、それだと本当に随意契約という形になった中で指定管理者選考委員会からもお話をいただきましたので、一応予算的には、先ほどお話があったとおり、令和5年度の当初予算の中に修繕工事費を設けて、実際は入札になるかどうかちょっと非常に難しい部分があると思うんですが、いずれそういった明確に区分をして、競争性を保つことを一応考えていきたいと思っています。ただし、先ほど課長も言ったとおり、炉という特殊性があれば他の業者さんやメーカーさんが入っていくことは多分ほとんど難しいと思いますので、結果的には宮本工業所への随意契約ということも視野に入れた中で、また契約担当とも相談した中で発注を行い、適正な維持管理ができるよう行っていきたいと思っています。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 分かりました。先ほども言ったように、そういった甲斐市にとって重要な施設なので、そういう契約上の問題で業者が離れていってしまうとか、そういうことにならないように十分配慮しながら運営に取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） ほかによろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 宮本工業所というのは、そういう炉の関係も専門でやっているということなんですか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） はい、そのとおりです。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかありますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、市民活動支援課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 44 分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、防災危機管理課より 2 款総務費、1 項総務管理費、9 目交通安全防犯対策費及び 9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費について説明をお願いします。

山岡防災危機管理監。

○防災危機管理監（山岡広司君） ご苦労さまです。

それでは、防災危機管理課より、補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の14、15ページをお願いします。

2 款 1 項 9 目交通安全防犯対策費の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

02交通安全対策関係会計年度任用職員等費につきまして、4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは専門交通指導員4人分の共済費で、執行見込みに基づきます増額をお願いするものであります。お願いします。

続きまして、補正予算説明書の28、29ページをお願いします。

9 款 1 項 1 目常備消防費の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

28、29ページです。お願いします。

01常備消防費負担金につきまして61万円の増額補正をお願いするものでございます。こ

これは基準財政需要額等の確定に伴います甲府地区広域行政事務組合及び峡北広域行政事務組合それぞれの常備消防費負担金の確定に伴います補正ということでよろしくお願ひします。また、電気用品及び液化ガス移譲事務負担金につきましても、確定に伴います補正ということで、差引き61万の増額補正をお願ひするものでござひます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願ひします。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで防災危機管理課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、教育総務課より10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費及び3項中学校費、2目学校管理費並びに繰越明許費について説明をお願ひします。

小澤部長。

○教育部長（小澤 明君） お疲れさまでござひます。

教育総務課の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

なお、名取課長が都合により欠席のため、私からの説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第77号 令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書28ページをお願ひします。

中ほどの10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費につきまして、補正前の額5億4,392万4,000円に15億7,910万5,000円の増額をお願ひし21億2,302万9,000円とするもので

あります。財源内訳につきましては、一般財源のほか、国県支出金は学校施設環境改善交付金、地方債は学校教育施設等整備事業債であります。

内容につきまして説明させていただきます。

02の小学校関係会計年度任用職員等費180万円の減額につきましては、会計年度任用職員である調理員の欠員が年度途中にあったため、報酬等期末手当であります職員手当を減額するものでございます。

次に、各小学校費の03竜王小学校費から31ページ、13双葉西小学校費までにつきましては、需用費4,216万9,000円、役務費45万2,000円、委託料2,495万9,000円、工事請負費15億1,332万5,000円の増額をお願いするものでございます。需用費につきましては、電気料金の値上がりにより、当初予定していた電気料が今年度末までに不足が生じる見込みとなり、学校運営に支障を来すことから各校増額するものでございます。

役務費につきましては、欠席者の健康チェックの聞き取りや保護者からの相談電話が増加しており、年度末には電話料が不足が生じる見込みとなり学校運営に支障を来すことから各校増額するものでございます。

次に、委託料と工事請負費につきましては、07竜王西小学校費 4億8,554万7,000円のうち、518万1,000円につきましては、竜王西小学校屋内運動場長寿命化改修工事の管理業務委託 4億7,630万円につきましては、工事請負費となっております。

なお、本工事につきましては、令和4年度学校施設環境改善交付金の申請をしておりまして、9月30日付で交付の内定がありましたので、今回補正をお願いするものであります。

工事の内容につきましては、完成から40年が経過し、老朽化した竜王西小学校屋内運動場の長寿命化改修工事に係る工事となっております。財源内訳につきましては、一般財源のほか、国県支出金は学校施設環境改善交付金5,534万8,000円、地方債は学校教育施設等管理事業債 3億3,590万円であります。

次に、10敷島北小学校費 5億3,702万1,000円のうち、816万2,000円につきましては、敷島北小学校校舎長寿命化改修工事 2工区の管理業務委託 5億2,745万円につきましては、工事請負費となっております。

なお、本工事につきましても、先ほどご説明した交付金と同じく同日付で内定がありましたので、今回補正をお願いするものであります。

工事内容につきましては、完成から45年が経過し、老朽化した敷島北小学校校舎の長寿

命化改修工事に係る工事となっております。財源内訳につきましては、一般財源のほか国県支出金は学校施設環境改善交付金 1 億722万8,000円、地方債は学校教育施設等整備事業債 3 億5,290万円であります。

次に、31ページをお願いいたします。

上から 2 段目の13双葉西小学校費 4 億6,696万円のうち、740万3,000円につきましては、双葉西小学校校舎長寿命化改修工事 1 工区の管理業務委託、4 億5,683万円につきましては、工事請負費となっております。

なお、本工事につきましても、先ほどご説明した交付金と同じく同日付で内定がありましたので、今回補正をお願いするものであります。

工事内容につきましては、完成から50年が経過し、老朽化した双葉西小学校校舎の長寿命化改修工事に係る工事となっております。財源内訳につきましては、一般財源のほか、国県支出金は学校施設環境改善交付金5,945万円、地方債は学校教育施設等整備事業債 3 億2,110万円であります。

次に、その下、14小学校施設整備費5,695万8,000円につきましては、竜王北小学校内部環境改善工事設計委託及び工事管理業務委託料421万3,000円と工事費5,274万5,000円となっております。

なお、本工事につきましても、先ほどご説明した交付金と同じく同日付で内定がありましたので、今回補正をお願いするものであります。

工事内容につきましては、竜王北小学校校舎内部の老朽化した特別教室等の空調の改修や照明をLED照明器具へ改修する工事となっております。財源内訳につきましては、一般財源のほか、国県支出金は学校施設環境改善交付金1,727万2,000円、地方債は学校教育施設等整備事業債2,970万円であります。

続きまして、30ページ上から 2 段目、各中学校の10款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費につきまして、補正前の額 2 億5,019万円に8,687万7,000円の増額をお願いし 3 億3,706万7,000円とするものであります。財源内訳につきましては、一般財源のほか、国県支出金は学校施設環境改善交付金2,163万円、地方債は学校教育施設等整備事業債3,720万円であります。

内容につきまして、02中学校関係会計年度任用職員等費27万円の増額につきましては、栄養士の時間外分の執行見込みに伴う報酬の増額と報酬の増額に伴う共済費の増額であります。

次に、各中学校の03竜王中学校費から07双葉中学校費につきましては、需用費1,522万9,000円、役務費5万4,000円、委託料531万3,000円、工事請負費6,601万1,000円の増額をお願いするものでございます。需用費につきましては、小学校費と同様に電気料金の値上がりにより、当初予定していた電気料が今年度末までに不足が生じる見込みとなり、学校運営に支障を来すことから増額をするものでございます。

役務費につきましても、小学校費と同様に、欠席者の健康チェックの聞き取りや保護者からの相談電話が増加しており、年度末には電話料に不足が生じる見込みとなり学校運営に支障を来すことから増額するものでございます。

次に、8中学校施設整備費7,132万4,000円につきましては、敷島中学校内部環境改善工事設計委託及び工事管理業務委託料531万3,000円と工事費6,601万1,000円となっております。

なお、本工事につきましても、先ほどご説明した交付金と同日付で内定がありましたので、今回補正をお願いするものでございます。

工事内容につきましては、敷島中学校校舎内部の老朽化した特別教室等の空調の改修や照明をLED照明器具へ改修する工事となっております。財源内訳につきましては、一般財源のほか、国県支出金は学校施設環境改善交付金2,163万円、地方債は学校教育施設等整備事業債3,720万円であります。

続きまして、34ページをお願いいたします。

繰越明許費についてご説明させていただきます。

説明欄の竜王西小学校施設整備費は、先ほど説明いたしました屋内運動場長寿命化改修工事、2段目の敷島北小学校施設整備費は、先ほどご説明しました校舎長寿命化改修工事2工区、3段目の双葉西小学校施設整備費は、先ほどご説明しました校舎長寿命化改修工事1工区、4段目の小学校施設整備費は、先ほどご説明しました竜王北小学校内部環境改善工事、5段目の中学校施設整備費は、先ほどご説明しました敷島中学校内部環境改善工事となっております。これら5件の工事費と設計関係委託につきましては、本年9月30日に交付金の内定があり11月1日に交付決定がありました。本年度内に工事を完了する見込みがないため、予算繰越しを行う必要があることから繰越明許費をお願いするものでございます。

なお、竜王西小学校屋内運動場長寿命化改修工事、それと敷島北小学校校舎長寿命化改修工事2工区及び双葉西小学校施設整備費校舎長寿命化改修工事1工区につきましては、設計が竜王西小学校が今年度2月、敷島北小学校は既に終了しております。双葉西小学校につ

きましては、今年度1月に終了いたしますので、今定例会で補正予算のご議決をいただきましたら、3工事とも今年度2月に入札を行う予定となっております。

なお、3件とも議会の議決に付すべき契約となりますので、3月定例市議会に契約案件を提出する予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。実際の着工は入学式終了後、卒業式に間に合うようにという形になります。竜王北小学校と敷島中学校の内部環境改善工事につきましては、新たに設計から入りますので、長寿命化工事と併せて今年度2月に設計の入札を行い、6月頃までに設計を終了、夏休み前に入札発注して年度内の完成を予定いたしております。工事に当たりましては、騒音や振動など授業への影響に配慮して施工してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、教育総務課の補正予算についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 参考に聞きたいんですが、11月に決定ということだったんですが、書類的にはいつ頃出したものなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 保坂施設係長。

○施設係長（保坂勇二君） 書類のほうは今年の8月に提出しております。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかありますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで教育総務課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時03分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、学校教育課より10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費から5項幼稚園費、1目幼稚園費までについて一括で説明をお願いします。

坂本学校教育課長。

○学校教育課長（坂本公彦君） お疲れさまです。

学校教育課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の28、29ページの中段をお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費のうち、03市単独学校教育支援員配置事業122万9,000円の減額補正をお願いするものです。財源内訳は全額一般財源であります。内容でございますが、1日勤務の学校教育支援員33人の配置予定に対し、本年4月、5月に1人の欠員が生じたことなどにより、執行見込みに基づいて減額するものであります。

続いて、30、31ページ、下段をお願いいたします。

10款教育費、4項学校給食費、1目給食センター費につきましては、補正前の額3億7,663万8,000円につきまして、456万4,000円の増額をお願いし、3億8,120万2,000円とするものでございます。財源内訳につきましては全額一般財源となっております。

内容であります。02給食センター関係会計年度任用職員等費につきましては、双葉敷島給食センターにおいて、調理員、運転手の欠員が生じたことにより執行見込みに基づいて報酬、職員手当等156万円を減額するものです。

また、03給食センター運営費につきましては、両給食センターにおいて、調理員の新型コロナウイルス対策特別休暇取得や調理員、運転手の欠員への対応として代替職員報酬及び通勤手当の支出増額に伴い、今年度末までに不足が生じる見込みであることから、報酬及び旅費合計126万6,000円の増額をお願いするとともに、両給食センターの需用費について、原油高、物価高騰による燃料費、光熱水費の支出増額により、今年度末までに不足を生じ、給食センター運営に支障を来すため485万8,000円増額をお願いし、合計612万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、5項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、補正前の額3,390万8,000円に544万1,000円の増額をお願いし3,934万9,000円とするものでございます。財源内訳につきましては全額一般財源となっております。

内容につきましては、令和3年度分の子育てのための施設等利用給付交付金の国庫負担金及び県費負担金の額が確定したことに伴い、国及び県への返納分544万1,000円の増額をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員の質疑がありましたら、お願ひいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 確認です。31ページの給食センターのことについてよろしいですか。

03の02のほうが、欠員ということの減額でしょうけれども、今の説明の03の給食センター運営事業の中で六百何がしが増額ですけれども、そのうち電気料が四百何万であとの残りのところの欠員を補助したのがどういふなのか。ちょっとそこのところ確認ですけれども、お願ひします。

○委員長（清水和弘君） 窪田給食センター長。

○敷島・双葉学校給食センター所長（窪田美世君） お答えします。

給食センター運営費612万4,000円のうち、欠員となりました調理員の補充としまして、代替調理員を運用しています。その報酬として敷島給食センターのほうで52万5,084円、運転手が急遽療養ということで18日間お休みしまして運転手の代替としまして35万3,340円敷島センターでお願ひをしました。双葉のセンターにつきましても、代替調理員の報酬費としまして36万6,130円をお願ひをしました。ほか旅費としまして双葉のセンターのほうでこの会計年度さんの通勤手当等で旅費のほうを2万円ほど増額をお願ひしています。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） はい、分かりました。給食センターですから、双葉と敷島しかないわけですけれども、いろいろコロナのこととかいろいろあって欠員だったり、補充したということと理解できました。ありがとうございます。よろしいです。

○委員長（清水和弘君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで学校教育課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 零時 10分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、スポーツ振興課より10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費及び繰越明許費について説明をお願いします。

森川スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（森川嘉亮君） お疲れさまでございます。

それでは、スポーツ振興課の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の32ページ、33ページをお願いいたします。

10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費につきましては、補正前の額4億9,137万1,000円に4,679万5,000円の増額をお願いし、合計5億3,816万6,000円とするものでございます。財源内訳の地方債3,920万円は、公共施設等適正管理推進事業債で、残りは一般財源となっております。

初めに、02体育館維持管理事業4,516万6,000円につきましては、内容としましては、玉幡体育館屋根外壁等改修工事関係の増額及び光熱水費の増額が主なものとなっております。

まず、玉幡体育館屋根外壁等改修工事において、法に基づくアスベスト含有有無事前調査をした結果、外壁の塗装の被膜からアスベストが検出されました。そのため、アスベストの除去及び処分に係る工事管理業務委託料及び工事請負費4,356万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

検出されましたアスベストは、クリソタイルという石綿で、発がん性は弱いとされております。工事内容につきましては、玉幡体育館の壁を除去するに当たり、まず外壁のALC版と塗装の間に下地調整材があり、その下地調整材に含まれたアスベストを機械で取り除く作業をいたします。作業中はアスベストの飛散を防ぐため体育館を覆い、また測定器を設置するなど、外部に飛散しないよう注意を払いながら行います。そのため、アスベストを除去する作業として2か月間工期を延長させていただきます。

玉幡体育館屋根外壁等改修工事につきましては、契約金額が1億5,000万円を超えることから本年9月の定例市議会におきまして、請負契約締結のご議決をいただきました。今回補正をお願いいたします工事管理業務委託料及び工事請負費4,356万3,000円のうち、工事請負費4,309万円が増額となり、工事の変更契約を行う必要がございます。今後、議会での変更契約のご議決をいただいた後、アスベストの除去する工事への着手となります。

そのほか敷島体育館及び双葉体育館の電気料について、業務用高圧電力の燃料調整費が上昇していることから電気料の予算に不足が見込まれるため、光熱水費160万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、04武道館維持管理事業127万4,000円につきましては、敷島体育館及び双葉体育館と同様に電気料の予算に不足が見込まれるため、光熱水費の増額補正をお願いするものであります。

次に、05双葉スポーツ公園維持管理事業35万5,000円につきましては、こちらも敷島体育館、双葉体育館及び武道館と同様に電気料の予算に不足が見込まれるため、光熱水費の増額補正をお願いするものであります。

次に、補正予算説明書34ページをお願いいたします。

下段になりますが、繰越明許費の変更をお願いするものであります。

10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費、体育館維持管理事業につきましては、玉幡体育館屋根外壁等改修工事において、先ほども説明しましたとおり、法に基づく石綿含有の有無の調査により外壁からアスベストが検出されたため、アスベストの除去、処分の費用について繰越明許費をお願いするものでございます。

本年7月の臨時市議会におきまして、既に繰越明許費の議決をいただきました事業費2億2,259万7,000円に今回補正の4,356万3,000円を増額補正し、事業費2億6,616万円の繰越明許費の変更をお願いするものでございます。財源内訳の市債の公共施設等適正管理推進事業債は2億3,950万円、残りは一般財源であります。また、繰越明許費の内訳につきましては、工事管理業務委託料が393万9,000円、玉幡体育館屋根外壁等改修工事が2億6,222万1,000円となります。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これでスポーツ振興課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時 17分

再開 午後 零時 19分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、生涯学習文化課より10款教育費、6項社会教育費、1目社会教育総務費から3目文化会館費及び繰越明許費について一括で説明をお願いいたします。

高須生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（高須秀樹君） それでは、生涯学習文化課より補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書32、33ページをお願いいたします。

10款教育費、6項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、112万8,000円の増額をお願いするものであります。財源内訳につきましては全て一般財源であります。

33ページ説明欄、02社会教育関係会計年度任用職員等費7,000円は、社会保険料の決算見込みに伴う増額分であります。

12竜王中部公園セミナーハウス管理運営費112万1,000円につきましては、電気使用料金であります。大幅に上昇していることから予算に不足が見込まれるため、光熱水費の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、2目公民館費につきましては、329万9,000円の増額をお願いするものであります。財源内訳につきましては全て一般財源であります。

33ページ、説明欄、02公民館関係会計年度任用職員等費6,000円は、社会保険料の決算見込みに伴う増額分であります。

11竜王北部公民館管理運営費100万円、13竜王南部公民館管理運営費75万3,000円、15地域ふれあい館管理運営費92万6,000円につきましては、竜王中部公園セミナーハウス管理運営費と同様に、電気使用料の上昇により予算に不足が見込まれるため、また、16双葉公民館管理運営費61万4,000円につきましては、電気使用料の上昇及び館内で漏水があり、予算に不足が生じる見込みのため、光熱水費の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、3目文化会館費につきましては、832万9,000円の増額をお願いするものであります。財源内訳につきましては、諸収入として双葉ふれあい文化館電気使用料453万円のほか、一般財源となっております。諸収入につきましては、双葉ふれあい文化館の電気使

用料を市で払い、後に指定管理者からその分を入金していただくものであります。

33ページの説明欄、01敷島総合文化会館管理運営費379万9,000円、02双葉ふれあい文化館管理運営費453万円につきましても、各公民館等と同様に電気使用料の上昇に伴い、予算に不足が生じる見込みのため光熱水費の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、34ページの繰越明許費資料をお願いいたします。

追加と変更の表のうち、追加の表の一番下になります。

10款教育費、6項社会教育費、3目文化会館費、双葉ふれあい文化館管理運営費の5,801万7,000円の繰越明許をお願いするものであります。

双葉ふれあい文化館の外壁改修工事及び工事管理委託につきましては、6月補正をさせていただいたところでありますが、当初は騒音が発生する外壁タイルを剥がすはつり工程を閉館することなく、館の利用状況を見ながら利用の少ない箇所を進めていく予定でありましたが、はつり工の試験を行ったところ、館全体に想定外の騒音が生じ、催し物やイベントなどの利用の際に支障が出るのが判明したため繰越明許をいただき、まだ予約が入っていない令和5年3月以降の土日祝日を除いた平日の貸出しを制限した上で工事を進めてまいりたいと存じます。よって、工期を令和5年10月までとするため繰越明許をお願いするものであります。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで生涯学習文化課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時24分

再開 午後 零時25分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、図書館より10款教育費、6項社会教育費、5目図書館費について説明をお願いします。

保坂図書館長。

○図書館長（保坂俊和君） お疲れさまでございます。

図書館関係の補正予算につきましてご説明いたします。

議題第77号 令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

補正予算説明書32ページ、中ほどの10款教育費、6項社会教育費、5目図書館費につきまして、補正前の額1億6,226万3,000円に561万9,000円の増額をお願いし、1億6,788万2,000円とするものであります。財源内訳につきましては一般財源であります。内容につきましては、需用費について電気料金の値上がりにより、当初予定していた電気料が本年度末までに不足を生じ、図書館運営に支障を来すため増額するものであります。

以上、増額補正についてお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで図書館関係の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時27分

再開 午後 零時31分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、財政課より13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金について説明をお願いいたします。

宮本財政課長。

○財政課長（宮本 裕君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、財政課がお願いいたします歳出の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の32ページ、33ページをお願いいたします。

下段になりますけれども、13款諸支出金であります。

1項基金費、1目財政調整基金費、01財政調整基金積立9億6,814万4,000円の増額につきましては、今回の補正予算に伴います歳入歳出の差引額を積み立てるものであります。

以上、歳出についてご説明申し上げました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1点だけこの積立金なんだけれども、例年に比べて大体同額ぐらいか。それともどんな具合になっているの。

○委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○財政課長（宮本 裕君） 基金の残高ということでよろしいですね。それにつきましては、財政調整基金令和3年度末の財政基金の残高が44億7,900万ほどなので、これから比べますと6億ほど増額になっているという状況でございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これでいうと、6億増額ということになるわけ。

○委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○財政課長（宮本 裕君） 令和3年度末の現在高と比較をすると現在の時点で6億ほど増額になっているという内容になります。

○委員長（清水和弘君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで財政課関係の質疑を終了します。

以上で歳出の質疑を終わります。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時33分

再開 午後 零時 33分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

初めに、1款市税について説明をお願いします。

中込税務課長。

○税務課長（中込広人君） 大変お疲れさまです。税務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、税務課から市税に係る補正予算につきましてご説明させていただきます。

それでは、お手元の令和4年度12月補正予算説明書3ページをお願いいたします。

まず、歳入についての全体の説明になりますが、1款市税としまして、当初予算額91億1,003万5,000円に対しまして補正額2億2,500万円を増額しまして、市税の総額93億3,503万5,000円とするものであります。この内訳といたしましては、6ページ、7ページをお願いいたします。

1項市民税、1目個人市民税、1節現年課税分ですが、補正額1億5,000万円を増額いたしまして、総額を42億5,232万5,000円とするものであります。

また、2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年課税分につきましても7,500万円を増額補正いたしまして総額を39億1,725万円とするものであります。増額補正につきましては、既に9月末時点の調定額及び収納率を見込んだ決算見込額が当初予算現額を上回っていること、また過去5年間の調定決算額の推移を参考といたしまして、確実に増収が見込まれることから、それぞれ増額補正を行うものであります。増額の要因といたしましては、市税におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が心配されたところではありますが、納税義務者数は年々増加しているとともに、また所得割額も着実に伸びている状況であります。また固定資産税につきましては、菖蒲沢地区メガソーラの償却資産部分が増額の要因となっているところであります。

以上で市税の増額補正につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありますか。お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで税務課及び収納課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時 37分

再開 午後 零時 38分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、11款地方交付税から22款市債まで一括で説明をお願いします。

宮本財政課長。

○財政課長（宮本 裕君） お疲れさまでございます。

それでは、このたびの一般会計補正予算33億4,778万1,000円につきまして、財源となります歳入予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

11款地方交付税であります。1項1目1節地方交付税1億6,302万5,000円の増額につきましては、普通交付税の決定に基づく増額であります。

次に、13款分担金及び負担金であります。

1項負担金、5目農林水産業費負担金、1節農業費負担金123万4,000円の増額につきましては、高岩頭首工の工事に伴う県の事業費変更に伴い関係自治体の負担金を増額するものであります。

次に、14款使用料及び手数料であります。

2項手数料、1目1節総務手数料56万円の減額につきましては、証明手数料につきまして、コンビニ交付の増加に伴い窓口発行が減少しているため、コンビニ交付手数料200円分の増額と窓口発行手数料300円の減少分について決算見込みに伴い相殺し、減額するものでございます。

次に、15款国庫支出金であります。

1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金245万3,000円の増額につきましては、生活困窮者自立相談支援事業における支援プラン作成実績に基づく国庫負担金基準額加算によるものでありまして、財源更正を行うものでございます。

2節児童福祉費負担金1,360万9,000円の増額につきましては、保育所等の処遇改善等加

算の追加等に伴う教育保育給付負担金の増額と利用者増加に伴う子育てのための施設等利用給付交付金の増額によるものでございます。

3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金1億1,082万9,000円の増額につきましては、オミクロン株対応ワクチンの追加接種の対象拡大と乳幼児接種の開始に伴いまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を増額するものであります。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金1億6,841万5,000円の増額でありますけれども、内訳といたしまして、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金と介護報酬改定に伴う特定個人情報データ標準レイアウトの改修に伴う社会保障税番号制度システム整備費補助金、マイナンバーカード申請件数及び発行数増加に伴う個人番号カード交付事務費補助金、令和4年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業補助金の増額と8ページ、9ページをお願いをいたしまして、デジタル基盤改革支援事業、改革支援補助金につきましては、自治体オンライン化手続推進事業及び地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業の確定に伴う減額であります。

次に、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金31万8,000円の増額につきましては、障がい者総合支援事業に係る令和5年度データベース稼働に向けたシステム改修に対する補助金の内示に伴い、地域生活支援事業費補助金を増額するものであります。

2節児童福祉費補助金380万7,000円の増額でありますけれども、内訳といたしまして施設利用者増加に伴う地域子ども・子育て支援事業交付金の増額と私立保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入に対する補助金の増額、公立保育所へのICT導入に対する補助金の契約差金分による減額分を相殺した保育対策総合支援事業費補助金の減額、児童手当制度改正円滑化分交付に伴う子ども子育て支援事業交付金を増額するものであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金577万5,000円の増額につきましては、オミクロン株対応ワクチンの追加接種の対象拡大と乳幼児接種の開始に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を増額するものであります。

9目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金2億3,929万8,000円及び2節中学校費補助金2,163万円の増額につきましては、学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたことにより、それぞれ計上するものでございます。

次に、16款県支出金であります。

1項県負担金、2目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金88万6,000円の減額でありま

すけれども、内訳といたしましては、教育保育給付負担金の減額及び子育てのための施設等利用給付負担金の増額であります。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節総務管理費補助金415万円の増額につきましては、結婚新生活支援事業補助金の申請増に伴い増額するものであります。

2 目民生費県補助金、2 節児童福祉費補助金712万2,000円の増額につきましては、特別保育事業費等補助金や山梨県放課後児童健全育成事業費等補助金、地域子ども・子育て支援事業交付金、教育・保育給付費地方単独費用補助金及び山梨子育て応援事業補助金の各事業に対しまして、それぞれの補助割合等に応じた額を増額するものであります。

3 目衛生費県補助金、2 節環境衛生費補助金308万5,000円の増額につきましては、飼い猫、野良猫の不妊手術費及び去勢手術費補助金の申請増に伴い増額するものであります。

4 目労働費県補助金、1 節労働費補助金367万5,000円の増額につきましては、山梨県移住支援金事業費補助金の申請増に伴い増額するものであります。

5 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金50万円の増額につきましては、親元就農者経営安定支援事業補助金を計上するものであります。

3 項委託金、2 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金13万9,000円の増額につきましては、生活のしづらさなどに関する調査に係る委託金を計上するものであります。

次に、18款寄附金であります。

補正予算説明書10ページ、11ページをお願いいたします。

1 項寄附金、3 目民生費寄附金、1 節社会福祉費寄附金20万8,000円の増額につきましては、民間の生命保険会社から高齢者支援への活用を目的とした寄附金がありましたので、増額するものであります。

次に、19款繰入金であります。

1 項基金繰入金、1 目1 節財政調整基金繰入金 2 億465万4,000円の増額につきましては、今回の補正予算において増額計上いたしました光熱水費と新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を充当して実施をいたします物価高騰対応子育て支援給付金支給事業の一般財源分を繰り入れるものであります。

なお、財政調整基金につきましては、今回の補正における積立てと繰入れによりまして、現時点の年度末現在高見込額は50億6,774万6,000円という状況でございます。

次に、2 項特別会計繰入金のうち、3 目1 節介護保険特別会計繰入金510万円、11目1 節後期高齢者医療特別会計繰入金 1 万2,000円、12目1 節合併浄化槽事業特別会計繰入金12万

8,000円の増額につきましては、各特別会計の令和3年度繰出金につきまして、決算による精算分を一般会計へそれぞれ繰り入れるため増額するものであります。

なお、10目1節介護サービス特別会計繰入金57万9,000円の増額につきましては、決算による精算分と会計年度任用職員給与費の執行見込みに基づく増額分を繰り入れるため増額するものであります。

次に、20款繰越金であります。

1項1目1節繰越金12億5,673万8,000円の増額につきましては、令和3年度決算に基づき確定しました決算剰余金17億5,086万7,000円のうち、補正前の額4億9,412万9,000円を差し引いた分を増額するものでございます。

次に、21款諸収入であります。

5項1目雑入、2節民生費雑入384万9,000円の増額につきましては、人間ドック等健診事業の受診見込み数に基づき交付される後期高齢者健康増進事業費補助金を増額するものであります。

9節教育費雑入453万円の増額につきましては、双葉ふれあい文化館電気使用料として歳入において増額する電気料と同額を計上するものであります。

次に、3目過年度収入、1節社会福祉費負担金過年度収入110万6,000円、5節介護保険負担金過年度収入240万円、7節生活保護費負担金過年度収入1万2,000円の増額につきましては、令和3年度の国庫負担金の確定に伴う差額分が交付されますので、それぞれ計上するものであります。

次に、22款市債であります。

1項市債、7目土木債、3節河川事業債3,240万円の増額及び4節道路橋梁事業債2,250万円の増額につきましては、河川改修事業と道路新設改良事業に充当する予定でありました合併特例債を事業認可に伴いまして充当率の高い緊急自然災害防止対策事業債に変更するため、それぞれ増額するものであります。

次に、9目教育債、1節学校施設整備事業債10億7,680万円の増額につきましては、竜王西小学校など5校の校舎長寿命化改修工事等について、国の学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたことに伴い増額するものであります。

4節公共施設等適正管理推進事業債3,920万円の増額につきましては、玉幡体育館の屋根外壁改修工事の増額分に充当するものであります。

次に、12目1節合併特例債4,990万円の減額につきましては、県営土地改良事業及び土地

改良区施設改修事業に充当するための増額と先ほどご説明いたしました緊急自然災害防止対策事業債に変更するための減額を相殺いたしまして4,990万円を減額するものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

次に、14目1節臨時財政対策債2億9,033万5,000円の減額につきましては、当初予算において6億円を計上しておりましたが、発行可能額が3億966万5,000円でありましたので、差額分を減額するものであります。

次に、地方債の現在高の見込みに関する調書についてご説明いたしますので、補正予算説明書の36ページをお開きください。

表の一番下の行が合計でありまして、中ほどの起債見込額の列にありますとおり、今回の補正で8億3,066万5,000円を増額いたしますと本年度の起債の発行見込額は35億9,003万5,000円となり、一番右の列にありますとおり、令和4年度末の現在高は229億9,120万3,000円となる見込みであります。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで歳入の質疑を終わります。

これより議案第77号 令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第77号を終わります。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時 5 3 分

再開 午後 零時 5 4 分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、議案第82号 令和4年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小宮山市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 長時間の審議お疲れさまです。

市民活動支援課より議案第82号 令和4年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算説明資料の86、87ページとなります。

今回の補正につきましては、令和3年度の繰越金の確定に伴う財源更正を行うものでありまして、予算額全体の増減はありません。

初めに、歳入について説明させていただきます。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、補正額が39万5,000円でありまして、令和3年度の繰越金の確定に伴い増額をお願いするものであります。

3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入の補正額23万7,000円と2目宅地取得資金貸付金元利収入の補正額15万8,000円を合計しました39万5,000円につきましては、増額となった繰越金と同額を減額する財源更正を行うものであります。

続きまして、88、89ページをお願いいたします。

歳出についての説明になります。

1款事務費と2款公債費の財源となります一般財源におきまして、歳入の繰越金が増額となったことに伴いまして、繰越金と同額の39万5,000円を増額し、特定財源のその他から歳入で減額となった貸付金元利収入と同額の39万5,000円を減額する財源更正を行うものであ

ります。

以上が住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算の説明になります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

これより議案第82号 令和4年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第82号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案審査は全て終了しました。

慎重審議、ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より、その他何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、事務局より何かありますか。

森田係長。

○書記（森田 公君） 事務局より1点お願いいたします。本日お手元に先月行われました視察旅行の精算報告と写真のほうを配付させていただきました。

精算報告を見ていただきますと、お分かりのとおり、返金が生じてございます。この後、皆様に返金のほうをさせていただきたいと思いますので、サインのほうだけよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（清水和弘君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 58分